

水道料金を改訂

— 4月から実施 —

水道料金は、4月の使用水量から改訂されることになりまし。上水道事業会計は、昭和34年に決られた水道料金で、現在まで水道事業の独立採算を実施してきまし。しかし施設の老朽による補修費の増大や、人件費、建設費、そのほか諸物価の高騰によって、近年とくに水道財政が悪くなつてきまし。このままの財政状態を続けると、水道利用者のみなさんの負担は、さらにふえることが考えられましたので、諸物価や市民経済に及ぼす影響を考慮しながら、やむを得ず値上げすることにいたしました。

ご利用者のみなさんの格別のご理解とこれに対するご協力をお願いいたします。

いしど改正になった一般家庭用料金を見ますと、一か月十立方メートルの使用のご家庭では、基本料金二百八十円、量水器使用料五十円と、あわせて三百三十円になり、改正前より十円高くなりまし。しかし、超過料金は一立方メートルあたり二十円から三十三円にふえておられます。改正料金は次のとおり。

用途	旧		新	
	基本	料金	基本	料金
家庭用	13	280	10	280
公署、学校	20	440	10	300
官署、工業	100	1,400	100	1,800
営業用	100	1,300	100	1,800
給水	30	500	20	650
一時給水	30	300	10	280

1立方メートル超過料金

用途	旧	新
家庭用	20	33
公署、学校	10	35
官署、工業	100	33
営業用	100	33
給水	30	35
一時給水	30	33

農政課と農林土木課に農林課を廃止し

農政課は、こんど市が行なうことになった農業共済事業の仕事と農林課庶務係でやっていた農業委員会、農業構造改善、畜産振興、産米改良、農業団体助成に関する仕事などを行ないまし。農林土木課は、耕地、林務などの仕事をしまし。なお、農林土木課は、いままでの農林課(本庁別館二階)で、農政課は農業センター内で事務をすることになっていまし。

火災復興区域内の保留地を処分

市では昭和31年の大火で焼失した区域の区画整理事業を行なつてきたが、この事業でまだ保留地となつている土地のうち、次の画地を競争入札によって処分することになりまし。

こんど処分されるのは、やく二千平方メートル(六百三十六坪)で、これらの処分金は、区域



▽処分される保留地面積

略号	面積	街区・画地
①	162.69 (49.30)	21・6
②	69.30 (21.00)	44・7
③	206.77 (62.66)	47・2~1
④	250.40 (75.88)	47・3~1
⑤	76.52 (23.19)	52・27
⑥	246.41 (74.89)	52~1・44~1
⑦	340.15 (103.30)	63・5
⑧	140.42 (42.15)	64・13~1
⑨	201.66 (61.11)	74・23~1
⑩	201.66 (61.11)	74・23~2
⑪	207.90 (63.00)	74・23~3

() は坪数

△入札の方法

入札の日時や場所などは、受付期間終了後、入札に参加すること指定された人に直接通知することにしていまし。

▽入札希望者の受付期間
4月5日から4月30日まで
くわしいことは都市計画課へお問い合わせください。

飲酒運転をゼロに

10・19日まで県民運動

日から19日まで飲酒運転をゼロにする県民運動が実施されることになりまし。この期間中は酒を飲んだとき車を運転しない・車を運転する人には酒を飲ませない・酒を飲んだ人には車を運転させない、など事故防止にご協力ください。

子どもを交通事故から守ろう

— 新入学期をむかえ事故防止運動 —

行楽期を迎える4月は、交通量が増えるのと、とくにこのころにみられるが、気分的なゆるみと重なつて、例年、上半期のうちでもっとも多く交通事故が起つていまし。

とくに、交通知識を十分に身につけていない子どもたちが、新入学期を迎えますので、子どもたちを交通事故から守つて、幼い犠牲者を出さないようにしまし。

このため、4月1日から一か月は県下いっせいに「子どもを交通事故から守る運動」が行なわれまし。この期間中は、子どもをも

六郎丸の分譲宅地

購入希望者を募集

市では、住宅対策の一つとして六郎丸地区内に宅地造成工事をすすめていまし。やく一萬一千平方メートルの整地工事が近く完了します。この分譲希望者を次のように募集することになりまし。

分譲宅地は、当初計画より一部変更になり、十九区画となりまし。一区画は二百二十平方メートル(やく六十・八十坪)で三、三平方メートル(一坪)あたりの価格は、五千三百円のもの十区画、四千八百円のもの九区画となつていまし。

この分譲地は、勤労者住宅の隣接地にあり、付近には労災病院、加積小学校、農協支所などがあり比較的交通の便もよく、静かな住宅地です。

▼分譲条件
・市内に住所または勤務場所を有するもの
・分譲代金は一年以内に入居できるもの
・宅地購入後二年以内に住宅を建設するもの
・転売や他人に譲渡することはできない

職業安定所庁舎

警察署跡にできる

魚津公共職業安定所庁舎は、昨年9月から大町魚津警察署跡に新築工事がすすんでいまし。やく千六百万円の工費で、このほど完成しまし。

新庁舎は、鉄筋コンクリート、一部二階建て、のべ五百二十平方メートル、一階には職業紹介課、調査給付課、事業所課、求職相談室、二階には選考室、会議室などがあります。

(写真) りっぱに完成した庁舎

更正保護事業の賛助金を配分

富山県更正保護事業協会魚津支部では、更正保護事業の賛助金について、市民のみなさんに協力をお願いしていまし。3月31日現在で九万三千九百九十円が集まりまし。

同支部では、これを犯罪をしたもの、犯罪のおそれのあるもの、更正に役立てるため、更正保護事業を行なう団体の活動資金として次のように配分しまし。

- ・更正保護事業協会納付金として一萬八千六百円
- ・魚津保護区保護司会へ助成金として五万円
- ・BBS会へ助成金として七千円
- ・市更正保護婦人会へ助成金として七千円
- ・そのほか諸経費六千三百六十五円、残金の四千二百二十五円は更正保護事業協会魚津支部の会計へ繰り入れまし。

水族館、埋没林館

4月1日から開館

水族館では、行楽シーズンをお迎え、館内外の整備をいっせいでいまし。4月1日から開館いたしまし。これは、新しく冷却水槽を備えまし。また、寒流系から人工化したさけなどの展示飼育を行なうことになりまし。

そのほか、昨年好評をえた熱帯性海水魚や、淡水性熱帯魚、亀なども数多く取りそろえていまし。みなさんのご来館をおまちしていまし。

また埋没林館でも、館内の資料を整備し、新しい貝類や化石を展示するなどして4月1日から11月10日まで開館しまし。

4月17日は家庭の日

月にいちど、家族そろつて楽しい一日を過ごそうと、第三日曜日が「家庭の日」に定められました。

4月の「家庭の日」は、17日ですが、次のようなことを取りあげてみたいものです。

▽話しあう
ともに喜び励ましあつて、お互いの理解と信頼を深めるために、一日のできごと・祖先の苦労・将来の希望などを話しあう。

▽力を出し合う
勤労を尊ぶ風を養うために、花だんつくり・日曜大工・家庭内外の仕事など家族全員が力を出しあつて行なう。

日展富山展

5月29日から 富山展は、5月29日から 富山県民会館でひらかれます。この展覧会には、やく五百点の作品が展示されることになりまし。前売券も発売されていまし。

人権擁護委員に高橋さん

人権擁護委員は、人権思想の啓蒙、人権侵害事件の調査、貧困者に対する法律扶助、人権擁護運動の助成などの仕事にあたられ、人権を守りあつて行くために働いておられます。

このほど高橋基さん(友道)が新たに委員として法務大臣から委嘱されました。藤井秀信さん(真成寺町)、朝野朗郎さん(浜経田)、木下庄作さん(文化町)、河崎直義さん(金山谷)がなつておられます。

火の元にご用心

7日まで春の火災予防運動

3月から5月にかけて、季節風のため、極端に湿度が低くなり、空気の乾燥した日が続発的に現われる場合が多く、こうした春先特有の気象条件が大きくわざわいして、火災がおきやすくなつていまし。

昨年中、本市で起つた火災は二十九件で、損害額はやく二千四百万円にのぼり、火事が一つある

と、八十万円の貴重な家屋、財産が一瞬のうちに灰になつた勘定になります。

また、火災の発生原因をみますと、石油ストーブ、石油こんろ、取灰、プロパンなどの取り扱い不注意による火災が大半をしめておられます。

この意味からも3月25日から4月7日までの二週間、県下いっせ

いに「春の火災予防運動」が実施されていまし。お互いに平素以上に火災予防に心がけまし。

消防本部では、運動期間中、消防員や団員が家庭の火の元と検査や、防火推進モデル地区の防火診断、学校、病院の避難訓練、防火パトロール、消火栓の点検、水利調査などを実施しまし。

また、1日から7日まで、午前7時から午後9時の二回、サイレン、警鐘をならすことになっていまし。

